

一関市中心市街地における店舗等に係る固定資産税の不均一課税に関する条例による

一関市中心市街地の固定資産税の軽減 (不均一課税適用申請) の手続き

一関市中心市街地の活性化を促すため、対象区域（2ページ目をご覧ください）の建物や土地について、令和7年1月2日以降に譲渡や贈与（親族間の贈与を除く）により取得した方、また今後取得をご予定の方に、固定資産税の軽減（不均一課税適用申請）の手続きをご案内します。

申請の要件や書類の作成にあたっては、この手引きをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先へご連絡ください。

申請書等の提出について

(1) 初年度（新規）

⇒ 対象の建物や土地を取得した年の翌年4月以降に申請

例：令和7年4月に建物と土地を取得

令和8年度分の固定資産税 ⇒ 令和8年4月以降に申請

※ 対象と思われる方には、市からご案内します。

(2) 2年度目以降（継続）

⇒ 申請の要件に引き続き該当する場合、申請は不要

例：令和9年度分以降の固定資産税 ⇒ 申請は不要

※ ただし申請の内容に変更があった場合、届け出が必要です。

問い合わせ先

岩手県一関市竹山町7番2号 一関市役所

【固定資産税に関すること ※2ページ目 ①～③】

総務部 資産税課 家屋・償却資産係

TEL 0191-21-8257（直通）

E-mail : shisanzei@city.ichinoseki.iwate.jp

【申請の要件に関すること ※2ページ目 ④～⑤】

商工観光部 産業企画課 商工企画係

TEL 0191-21-8451（直通）

E-mail : sangyou@city.ichinoseki.iwate.jp

I 固定資産税の軽減(不均一課税適用)

「一関市中心市街地における店舗等に係る固定資産税の不均一課税に関する条例」による固定資産税の軽減(不均一課税適用)は、以下のとおりです。

① 対象区域	都市計画法第19条第1項の規定により市が定めた商業地域のうち、一関地域内の田村町、大手町、八幡町、城内、宮坂町、新大町、大町、地主町、磐井町、桜木町、東地主町、駅前、上大槻街
② 対象建物及び土地	<p>令和7年1月2日以降(※)に、譲渡や贈与(親族間の贈与を除く)により取得した建物や土地のうち、<u>以下のいずれかに該当するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の店舗を取得し、事業や居住の用に供する場合の当該店舗や住宅、その敷地である土地(条例第3条第1項第1号) ○新たに店舗を取得した場合の当該店舗や住宅、その敷地である土地(条例第3条第1項第2号) ○既存の店舗を解体し、解体後の土地に新たに事業や居住の用に供するために取得した当該店舗や住宅、その敷地である土地(条例第3条第1項第3号) <p>※登記年月日及び原因年月日が、令和7年1月2日以降のもの</p> <p>対象外となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ×所有権移転の原因が、相続、遺贈、持分の贈与や譲渡 ×取得した土地(又は建物)に、既に同一所有者(親族間を含む)の建物(又は土地)があるもの ×グループ会社や役員(親族間を含む)の贈与や譲渡
③ 軽減の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象資産に課税する最初の年度以後、5年度分を軽減 ・固定資産税の税率(1.4%)に、1/2の軽減を適用(1.4%→0.7%)
④ 申請の要件	<p>対象の建物や土地の所有者で、<u>以下のいずれにも該当するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象の建物や土地で5年以上継続して事業を営み、又は居住する意思を有すると認められる者であること ○建物や土地の所有者(住宅の場合は世帯員を含む)に、市税の滞納がないこと ○一関市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと
⑤ 軽減の取消	<p>軽減を受けた所有者が、<u>以下のいずれかに該当するとき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ×当該事業を廃止や休止したとき ×上記②の用途に供しないこととなったとき ×上記④のいずれかの要件を欠いたと認められるとき ×虚偽の申請その他不正な行為があったとき ×適用期間内に市税を滞納したとき(住宅の場合は世帯員を含む) ×重大な法令違反や社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき

II 建物の用途別の軽減(不均一課税適用)の判定

(○：対象 ×：対象外)

対象 ※所有権移転前 の用途	所有権移転 の有無	判定 ※所有権移転後の用途	
		店舗 (併用住宅を含む)	専用住宅 (共同住宅を含む)
店舗 (併用住宅を含む)	有	○	○
	無	既存の店舗を解体し 新たに建設や事業開始 する場合のみ ○	既存の店舗を解体し 新たに建設する場合 のみ ○
専用住宅 (共同住宅を含む)	有	○	×
	無	×	×

※建物の用途は、固定資産税課税台帳で確認します。

III 申請等に係る提出書類

提出書類	部数
固定資産税不均一課税適用申請書	1
不動産登記事項証明書の写し ※対象資産全て（土地、家屋）	1
法人が取得した場合、法人登記事項証明書の写し ※申請日の3か月以内のもの	1
既に事業を営んでいる場合、営んでいることがわかるもの ※営業許可書の写しなど	1
新たに事業を営む場合、営むことがわかるもの ※事業計画書の写しなど	1
既存の店舗等を解体した場合、解体したことがわかるもの ※請求書など	1

IV 申請書の記載例

事前協議の場合は日付を記入しないでください

様式第1号 (第2条関係)

令和 年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 ○○県○○市○○町○○番地

氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○



連絡先

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

法人の場合は代表者印を押印してください

固定資産税不均一課税適用申請書

一関市中心市街地における店舗等に係る固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則第2条の規定に基づき、固定資産税の不均一課税の適用について申請します。

記

固定資産税課税明細書や不動産登記事項証明書を参考に記入してください

1 家屋に不均一課税を適用する場合

所在地	一関市○○町○○番		
種類	店舗		
構造	鉄骨造 4mm 超		
面積		床面積	うち居住部分面積 (注1)
	1階	○○㎡	○○㎡
	2階	○○㎡	○○㎡
	3階以上	㎡	㎡
	計	○○㎡	○○㎡
建築年月日	昭和 ○年 ○月 ○日		
取得年月日	令和 7年 4月 1日 (原因年月日 令和 7年 4月 1日)		
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 贈与・譲渡 (相手方 住所：一関市○○町○○番 氏名：株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○)		

月日が不明の場合は記入不要です

2 土地に不均一課税を適用する場合 (注2)

複数ある場合は、それぞれ記入してください

地番	一関市○○町○○番、○○番
面積	○○㎡、○○㎡

3 事業 (注3)

事業種別	店舗
事業内容	飲食店(店名:〇〇)
開業年月日	令和 7年10月 1日

全て該当(チェック)しない場合は申請できません

4 誓約事項

下記の確認事項に同意・誓約及び申請書記載の内容は、事実と相違ありません。

私は、申請の日から5年以上継続して事業を営み、又は居住する意思を有します。


私は、市税の納付状況について市が閲覧することについて同意します。

私は、一関市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。

令和 8年 6月 1日

一関市長 様

氏名(注4) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 

5 添付書類

- (1) 不動産登記事項証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

法人の場合は代表者印を押印してください

- 注 1 「うち居住部分面積」欄は、対象家屋が併用住宅(事業の用に供する部分と居住その他の用に供する部分が併存する建物)である場合に、当該建物のうち居住その他の用に供する部分の面積を記載してください。
- 2 対象家屋の敷地である土地が複数(2筆以上)である場合は、当該敷地の地番、面積をそれぞれ記載すること。
- 3 「3 事業」欄は、対象家屋が店舗の場合に記載してください。
- 4 法人の場合は、法人名、役職名、代表者氏名を記載し、法人の印鑑を押印してください。

V Q&A

質問	回答
<p>固定資産税の軽減（不均一課税適用）とは、どのような制度ですか。</p>	<p>地方税法第6条及び第7条に基づき、地方自治体が条例で定めることにより、特定の納税義務者や資産に対し、標準税率とは異なる税率を適用することができる制度です。</p> <p>この制度は、地方自治体が地域の実情に応じ、税負担の公平性の確保や政策的な目的（企業誘致による地域経済の活性化など）を達成するために導入されています。</p> <p>当市では、令和7年12月12日に条例を制定し、令和8年1月1日から施行しています。</p> <p>※第6条 … 公益等による不均一課税等 第7条 … 受益による不均一課税等</p>
<p>なぜ対象区域の固定資産税の軽減を行うのですか。</p>	<p>中心市街地の空洞化が進行し、市街地の魅力や交流人口の減少が加速するおそれがあります。</p> <p>新たな出店意欲を高め早期の投資を促すためには、即効性のある支援が有効であり、その後押しとして税負担の軽減を行うこととしたものです。</p>
<p>店舗の定義や業種制限はありますか。</p>	<p>原則として事業の用に供する建物を対象とし、小売業・飲食業・サービス業など幅広い業種を想定しています。</p> <p>ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業は対象となりません。</p>
<p>店舗を解体後、建設せず事業を行う場合は対象になりますか。</p>	<p>店舗の解体だけでは対象となりませんが、コインパーキングなど事業の用に供する場合は対象とします。</p> <p>ただし、一時的な貸出しは対象となりません。</p>
<p>店舗を解体後、数年後に建設や事業を行う場合は対象になりますか。</p>	<p>新たに建設や事業の用に供することとなった場合は対象としますが、それまでの間は対象となりません。</p> <p>また、店舗を解体後、翌年度以後5年間に限ります。</p>
<p>店舗のリフォームを行った場合は対象になりますか。</p>	<p>所有権移転が伴わない場合、対象になりません。</p> <p>※固定資産税の調査が必要になる場合があります。</p>
<p>なぜ相続や親族間の贈与等は対象とならないのですか。</p>	<p>対象区域における地域の活性化を促すことが目的ではない所有権移転の場合、対象となりません。</p>
<p>市外居住の所有者は対象になりますか。</p>	<p>申請の要件に該当する場合、市外居住の所有者も対象とします。</p>
<p>新たにマンションを建設した場合、区分所有者は対象になりますか。</p>	<p>区分所有者はマンションの管理者から購入することとなるため、対象となりません。</p>
<p>5年以上事業の用に供する予定でしたが、3年目の途中で事業を廃止しました。いつまで対象になりますか。</p>	<p>このケースで事業を廃止した場合、4年目以降は対象となりません。</p> <p>なお、届け出（申請内容変更届）が必要となりますので、問い合わせ先へ提出してください。</p>
<p>当初の申請内容に変更があった場合、手続きが必要ですか。</p>	<p>事業の休止や廃止など申請内容に変更があった場合、届け出（申請内容変更届）が必要となりますので、問い合わせ先へ提出してください。</p>